

福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係るあわら市信用保証料補給金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月21日

あわら市長 森 之嗣

福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係るあわら市信用保証料補給金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）（以下「県融資」という。）に係る信用保証料（以下「保証料」という。）に対する補給金（以下「補給金」という。）の交付について、あわら市補助金等交付規則（平成16年あわら市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補給金の対象）

第2条 補給金の対象となる保証料は、次に掲げる中小企業者等が県融資を受ける際に福井県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対して納入する保証料とする。

- (1) 令和6年2月27日から令和6年6月28日までに保証申込受付がなされ、令和6年8月30日までに融資を実行されている者であること。
- (2) 市内で事業を営んでいる者であること。

（補給金額等）

第3条 補給金は予算の範囲内で交付する。

- 2 補給金額は、保証協会が適用する保証料率に対し、別表で定める補給率として、保証協会の業務取扱要領に基づき算出した額とする。ただし、算出された補給金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、経営者保証解除に要する上乗せ保証料については、補給の対象としない。

（交付方法及び交付先）

第4条 保証協会は、前条に規定する補給金額をあらかじめ控除して保証料を中小企業者等から徴収するものとし、市長は、当該補給金額を補給金として保証協会に交付するものとする。

（交付申請）

第5条 保証協会は、前条に規定する補給金の交付を申請する場合は、福井県中小

企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係るあわら市信用保証料補給金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 保証料補給金の申請は、年度2回の半期ごととする。

（交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出を受けたときは、その適否を審査し、適当と認めるときは福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係るあわら市信用保証料補給金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により保証協会に通知するものとする。

（請求）

第7条 保証協会は、前条の規定による通知を受けたときは、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係るあわら市信用保証料補給金交付請求書（様式第3号）に、交付決定及び額の確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（補給金の返還）

第8条 保証協会は、補給の対象となった保証料について還付が生じた場合は、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係るあわら市信用保証料補給金返還報告書（様式第4号）により市長に報告するとともに、保証料の減額分に相当する補給金を返還しなければならない。

2 市長は、保証協会が次の各号のいずれかに該当したときは、補給金の交付決定を取り消すとともに、既に交付した補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 前項の規定による報告及び補給金の返還を怠ったとき。

(2) 補給金の交付申請に不正があったとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限りその効力を失う。

別表（第3条関係）

単位：%

保証の種類	保証協会が適用する 保証料率	市補給率
企業の信用リスク による区分	1.70	0.56
	1.56	0.52
	1.37	0.45
	1.19	0.39
	1.02	0.34
	0.89	0.29
	0.70	0.23
	0.50	0.16
	0.35	0.11
セーフティネット 及び災害関係保証	0.70	0.23